

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事の実施に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和6年10月
久喜市総務部管財課

1 目的

本工事は、令和6年3月に利用を廃止した久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館（以下「しずか館」という。）と附属施設である体育館やプールなどを解体し撤去することを目的とする。

公募型プロポーザル方式により様々な技術提案を募集し、内容を総合的に審査したうえ、最も適した解体・撤去事業者を選定するために実施するものである。

2 工事名称

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事

3 工事概要

工事仕様書のとおり

4 施工箇所

久喜市栗橋中央1丁目11番1

5 施工期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 見積限度額

741,510,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

7 担当課

久喜市総務部管財課

住所 〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3

電話 0480-22-1111（代表）

E-mail kanzai@city.kuki.lg.jp

担当 本庁舎整備推進室 野口、岩井

8 実施方法

本プロポーザルは、企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。

9 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

また、共同企業体で参加する場合においても、企業体を構成する者は次の要

件を全て満たすものとする。

- (1) 埼玉県の入札情報公開システムにおける久喜市の競争入札参加資格者情報において、解体工事業の格付がAであること。
- (2) 久喜市内に本店を有すること。なお、市内に本店を有する企業（埼玉県の入札情報公開システムにおける久喜市の競争入札参加資格者情報において、解体工事業の格付がB以上であること。）と共同企業体を構成する場合には、この限りではない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年久喜市告示第25号）第2条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年久喜市告示第27号）第3条の規定に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 建設業法第26条の規定に基づく技術者を置くこと。
- (9) 石綿を含有する建材を使用した建築物を解体する上で必要な資格者については、解体事業者に置くこと。
- (10) 解体工事を円滑に実施する上で必要な資格者（登録解体基幹技能者、解体工事施工技士）については、解体事業者に置くこと。

10 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程（予定）
公告 図面等の貸与開始	令和6年10月23日（水）
参加表明書及び現場説明会参加申込書の提出期限	令和6年11月 1日（金）午後 5時
現場説明会	令和6年11月 6日（水）午前10時から 7日（木）午前10時から
質問事項受付期限	令和6年11月11日（月）午後 5時
質問に対する回答	令和6年11月18日（月）午後 5時
参加資格に係る書類の提出期限	令和6年11月22日（金）午後 5時
審査結果通知	令和6年11月29日（金）

企画提案書等提出期限	令和6年12月6日(金)午後5時
提案説明会(プレゼンテーション)	令和6年12月19日(木)
評価結果通知及び受託候補者の決定	令和6年12月25日(水)
契約	令和7年3月下旬(市議会の議決後)

11 参加表明書及び現場説明会参加申込書の提出

本プロポーザル及び現場説明会に参加を希望する者は、参加表明書【様式第1号】及び現場説明会参加申込書【様式第2号】を電子メールにて提出すること。なお、現場説明会への参加については、事業者の任意とする。

(1) 提出書類

参加表明書【様式第1号】

現場説明会参加申込書【様式第2号】

(2) 提出期限

令和6年11月1日(金)午後5時まで

(3) 提出先

7に同じ

※着信の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 現場説明会の日時等

①日 時

令和6年11月6日(水)午前10時から

令和6年11月7日(木)午前10時から

②場 所

久喜市栗橋中央1丁目11番1

12 図面等の貸与

参加表明書を提出した者に対して、企画提案書の作成の基本となる図面等を次により貸与する。

(1) 貸与図面等

しずか館、体育館、プールなどの竣工図等

(2) 貸与期間

令和6年10月23日(水)から令和6年12月6日(金)午後5時まで

(3) 貸与方法

図面等の電子データを記録したメディア(CD-R)を手渡しで貸与するので受領書【様式第3号】を持参して受領すること。

貸与したCD-Rは、企画提案書の提出時に返却すること。

13 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問書を電子メールにて提出すること。なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じない。

(1) 提出書類

質問書【様式第4号】

(2) 提出期限

令和6年11月11日（月）午後5時

(3) 提出先

7に同じ

※着信の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 質問への回答

令和6年11月18日（月）午後5時までに、全ての事業者に対し、電子メールで回答するとともに、市のホームページに掲載する。この回答は本実施要項の追加又は修正とみなす。

14 参加資格に係る書類の提出

参加表明書を提出した事業者は、次により参加資格に係る書類等を持参又は郵送で提出すること。

(1) 提出書類

①企業概要及び会社概要パンフレット、事業者概要書【様式第5号】

②誓約書兼承諾書【様式第6号】

③法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書その3の3（コピー可）
税務署が発行する、未納の税額がないことの証明書
（申請日前3ヵ月以内に発行されたもの）

④「解体工事業」許可書の写し

⑤工事執行体制図（監理技術者、現場代理人などの資格及び経歴、各資格者が過去7年以内に担当した解体工事の実績を含む。）

⑥解体工事に係る資格所有者の一覧

⑦石綿の処理に係る資格所有者の一覧

(2) 提出方法

日本工業規格によるA4判の規格とし、各資料はA4サイズの紙ファイルに綴じ込み、資料番号をインデックスで表示すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 提出期限

令和6年11月22日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(5) 提出先

7に同じ

(6) 審査結果の通知

提出書類を審査した後、令和6年11月29日（金）までに審査結果通知書【様式第7号】を書面及び電子メールにて通知する。また、参加資格を満たす者に対しては、併せて、公募型プロポーザル提案書提出依頼書【様式第8号】を送付する。なお、参加資格を満たさないと判断された者は、その理由について、令和6年12月6日（金）までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

15 企画提案書の提出

企画提案書の提出を依頼された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、持参又は郵送で提出すること。

(1) 企画提案書の内容等

提案書の内容は次のとおりとする。提案審査申請書【様式第9号】を表紙として、下記事項に関する書類を提出すること。

①施工上の課題に対する技術提案

ア 周辺住環境等への配慮に係る提案

・解体工事の実施に伴う騒音、振動、粉じんによる影響を軽減することについて留意すること。

イ しずか館のグラウンド利用者への配慮に係る提案

・解体工事中においても、市民によるグラウンド利用を継続するに当たり、利用者の安全を確保することなどについて留意すること。

②工事工程表

③見積書（工事の内訳がわかるもの）

④過去7年以内の解体工事実績書（請負額が高額な順に上位20件）

⑤過去7年以内の石綿処理実績書（石綿含有建材レベルの分類毎の処理実績）

(2) 提出方法

日本工業規格によるA4判の規格とし、各資料はA4サイズの紙ファイルに綴じ込み、資料番号をインデックスで表示すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 提出期限

令和6年12月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(5) 提出先

7に同じ

16 提案説明会（プレゼンテーション）

提案説明は、企画提案書に基づき実施することとし、説明の時間を20分以内、質疑を10分以内とする。

提案説明会は、令和6年12月19日（木）に、久喜市本庁舎 会議室棟第4会議室での実施を予定している。詳細については、後日、通知する。

17 参加の辞退

本プロポーザルに参加を希望していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届【様式第10号】を電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類

辞退届【様式第10号】

(2) 提出期限

令和6年12月6日（金）午後5時まで

(3) 提出先

7に同じ

※着信の確実を期すため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡すること。

※しずか館の竣工図等を記録したCD-Rを受領している場合には、辞退届【様式第10号】の提出と併せて返却すること。

18 受託候補者の選定

(1) 本プロポーザルに係る事業者の提案については、市職員により構成する審査委員会において審査する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査委員が審査基準に基づき評価した採点を合計し、評価点が最高となる提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

(3) 審査結果は、参加者全員に対して令和6年12月25日（水）に電子メールで通知する予定である。

(4) 選考結果は、受託候補者との契約締結後において、久喜市総務部管財課において閲覧に供するほか、市ホームページに掲載する予定である。

(4) 審査に係る評価項目等は次のとおりとする。

【審査基準】

評価項目		評価視点	配点
工事提案	周辺住環境等への配慮に係る提案	騒音・振動・粉じんを軽減させるための対策が十分にできているか。	20
	グラウンド利用者への配慮に係る提案	グラウンド利用者の安全等を確保するための対策が十分にできているか。	20
施工業者の能力	施工業者の解体工事実績	過去7年以内に一定規模以上の解体工事の経験があるか。	5

	施工業者の石綿処理実績	過去7年以内に石綿処理の経験があるか。	5
配置技術者等の能力	監理技術者の解体工事实績	過去7年以内に一定規模以上の解体工事实績があるか。	5
	現場代理人の解体工事实績	過去7年以内に一定規模以上の解体工事实績があるか。	5
	解体工事に係る有資格者の配置	解体工事に係る有資格者の配置が可能なか。	10
	石綿処理に係る有資格者の配置	石綿の適切な処理の実施に求められる有資格者を配置することが可能なか。	5
見積書	見積金額	しずか館等の解体・撤去工事を実施するにあたり適正な価格となっているか。(見積金額が基準金額*よりも低い場合にはマイナスの配点とする。)	15
	見積金額における技術提案の比重	周辺住環境やグラウンド利用者へ配慮した提案内容に対して適正な価格となっているか。 (各提案者の技術提案の得点状況に応じて配点する。)	10
合計評価点			100

※基準金額：最低制限価格と同様な考え方とするが、この金額を下回った場合であっても審査から除外するものではない。

19 契約の締結等

- (1) 本プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。なお、契約締結の時期については、久喜市議会の令和7年2月定例会議において議決を得たのち、令和7年3月下旬を予定している。
- (2) 受託候補者の提案については、庁内関係課と協議し、工事内容を精査した上で仕様書を作成する。
- (3) 支払いは、久喜市前金払取扱要綱及び久喜市中間前金取扱要綱に基づき支払う。

20 契約の成立要件及び失格要件

次に該当する場合は、成立とする。

- (1) 企画提案書を提出した事業者が1社の場合。(ただし、審査委員の合計評価点が総合計の6割以上を有しており、かつ、審査委員の半数以上が契約の締結を認めた事業者とする。)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められ

る状態となった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案説明会（プレゼンテーション）を欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

21 その他

- (1) 提出された提案書類等は、返却しない。
- (2) 提案に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- (3) 本業務の成果品に関する著作権・利用権（開示権含む）、その他の権利はすべて市に帰属する。ただし、本業務実施前に事業者が既に所有しているものは除く。
- (4) 市が提示した資料や本プロポーザルに参加したことにより知り得た情報については、第三者に漏えいさせてはならない。また、市の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。
- (5) 提出された提案書は、プロポーザル方式の実施のために使用し、また、複製等を行うことができる。ただし、提案者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (6) 提出された提案書は、久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号）の規定に基づき、開示する。